

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和4年(行コ)第341号
事 件 名	課税処分取消請求控訴事件
判決年月日	令和5年7月19日
判 示 事 項	<p>1 租税に関する相互行政支援に関する条約に基づき、同条約の締約国から同条約に規定する租税債権の徴収のための財産の保全の共助の要請を受けたことにより、処分行政庁が、同要請に係る共助の実施の決定を行い、これに基づき、共助対象者が有する債権の保全差押処分をした上で、その取立てを行い、取り立てた金銭を法務局に供託した場合において、当該共助対象者に当該保全差押処分の取消しを求める訴えの利益はあるか(積極)</p> <p>2 租税に関する相互行政支援に関する条約に基づき、同条約の締約国から同条約に規定する租税債権の徴収のための財産の保全の共助の要請を受けたことにより、処分行政庁が、同要請に係る共助の実施の決定を行い、これに基づき、共助対象者が有する財産の保全差押処分をした場合において、当該租税債権の不存在は、同要請に係る共助の実施の決定及び当該保全差押処分の違法性を基礎づける事情になるか(消極)</p> <p>3 いまだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息するめどすら立っておらず、英国領ケイマン諸島宛て国際郵便物の一時引受停止措置が解消される具体的なめどが立っていない状況の下で、処分行政庁において、同措置の解消を待ち続けるべきであったということはできず、保全差押処分に係る差押調書謄本及び共助実施決定通知書を英国領ケイマン諸島にある共助対象者の所在地宛てに郵便等により送達するについては、国税通則法14条1項にいう「外国においてすべき送達につき困難な事情」があったと認められた事例</p>
判 決 要 旨	<p>1 我が国の国税庁が、租税に関する相互行政支援に関する条約の締約国から、同条約に規定する租税債権の徴収のための財産の保全の共助の要請を受け、処分行政庁が、同要請に係る共助の実施の決定を行い、これに基づき、共助対象者が有する債権の保全差押処分をした上で、その取立てを行い、取り立てた金銭を法務局に供託した場合において、少なくとも、当該租税債権について徴収の共助の実施の決定がされるまでの間は、当該共助対象者に当該保全差押処分の取消しを求める訴えの利益がある。</p> <p>2 租税に関する相互行政支援に関する条約に基づき、同条約の締約国から同条約に規定する租税債権の徴収のための財産の保全の共助の要請を受けたことにより、処分行政庁が、同要請に係る共助の実施の決定を行い、これに基づき、共助対象者が有する財産の保全差押処分をした場合において、同締約国において、同租税債権の存在及び税額を確定する課税処分等がされているときには、同租税債権の不存在は、同要請に係る共助の実施の決定及び保全差押処分の違法性を基礎</p>

	<p>づける事情にはならない。</p> <p>3 〈略〉</p>
<p>事案の概要</p>	<p>我が国の国税庁は、税務行政執行共助条約における我が国の「権限のある当局」（以下「税務当局」という。）として、同条約の締約国である大韓民国（以下「韓国」という。）の税務当局である韓国の国税庁から、同国税庁が韓国の国税滞納者Aに係る第二次納税義務者として指定した、英国領ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）に設立された法人であるXに対する租税債権に関し、保全の共助の要請（以下「本件保全共助要請」といい、同要請に係る要請書を「本件保全共助要請書」という。）を受けた。</p> <p>本件保全共助要請書には、韓国の国税庁は、本件保全共助要請の対象となる外国租税（以下「本件保全共助対象外国租税」という。）に係る租税債権が税務行政執行共助条約の対象となる租税に関するものであり、我が国が租税債権の徴収における共助を行わない権利を留保していないものであること、本件保全共助対象外国租税に係る租税債権は韓国の法令の下で保全措置を行うことができるものであること、韓国の法律が本件保全共助対象外国租税に係る租税債権の存否又は額を争う機会を保障していること、本件保全共助要請が、韓国の法令及び行政上の慣行に従ったものであること、本件保全共助要請に係る情報及び添付された書類の内容は正しいものであることなどが宣言されていた。</p> <p>処分行政庁は、本件保全共助要請を受け、本件保全共助対象外国租税について保全の共助を実施する決定（以下「本件保全共助実施決定」という。）を行い、これに基づき、Xが訴外都市銀行に対して有する外貨普通預金の払戻請求権の差押え（以下「本件保全差押処分」といい、本件保全共助実施決定と併せて「本件各処分」という。）をした上で、その取立てを行い、取り立てた金銭を法務局に供託した。</p> <p>また、処分行政庁は、本件保全共助実施決定に係る共助実施決定通知書及び本件保全差押処分に係る差押調書謄本（以下、これらを併せて「本件各通知書」という。）を送達するに当たり、ケイマン諸島が税務行政執行共助条約 30 条 1 項 e に規定する郵便による文書の送達を認めない権利に留保を付していないことから、税務行政執行共助条約 17 条 3 項に基づき、ケイマン諸島にあるXの所在地宛てに、郵便により直接、文書の送達を実施することが可能であったものの、日本郵便株式会社が、新型コロナウイルス感染症の世界的まん延による国際郵便物の一時引受停止措置を行っていたため、Xの所在地であるケイマン諸島への書類の送達につき困難な事情があると認めたことから、通則法 14 条 1 項に基づき、本件各通知書を公示送達することとし、処分行政庁の掲示場に公示送達書を掲示した（以下「本件各公示送達」という。）。</p> <p>本件は、Xが、本件保全共助対象外国租税の不存在や本件各公示送達が違法であるなどと主張し、本件各処分の取消しを求めた事案である。</p>
<p>訟務月報</p>	<p>70 卷 4 号</p>